

「口座不正利用」に関するアンケート結果（平成17～25年度）

（対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円）

○ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の件数の推移について

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成17年度	38,740	39,065 (35,678)	42,127
平成18年度	41,606	32,622 (30,279)	43,949
平成19年度	41,972	32,417 (30,206)	44,183
平成20年度	46,731	38,646 (36,718)	48,659
平成21年度	40,475	31,978 (29,871)	42,582
平成22年度	37,825	25,659 (24,352)	39,132
平成23年度	38,311	31,213 (28,885)	40,639
平成23年4月～6月	9,967	7,491 (6,947)	10,511
平成23年7月～9月	9,975	8,301 (7,720)	10,556
平成23年10月～12月	9,343	7,862 (7,262)	9,943
平成24年1月～3月	9,026	7,559 (6,956)	9,629
平成24年度	36,038	27,466 (25,310)	38,194
平成24年4月～6月	9,038	7,061 (6,487)	9,612
平成24年7月～9月	9,185	7,029 (6,419)	9,795
平成24年10月～12月	8,711	6,606 (6,133)	9,184
平成25年1月～3月	9,104	6,770 (6,271)	9,603
平成25年度	40,921	30,426 (28,361)	42,986
平成25年4月～6月	9,742	7,034 (6,476)	10,300
平成25年7月～9月	10,140	7,815 (7,254)	10,701
平成25年10月～12月	10,644	7,709 (7,200)	11,153
平成26年1月～3月	10,395	7,868 (7,431)	10,832

(注1) 「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる『オレオレ詐欺』における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に銀行預金口座が利用されること。

(注2) 「件数」は、原則として口座単位。

(注3) 強制解約等の件数のカッコ内は、当該期間を含めずでに口座利用停止措置を講じていた口座について、その後強制解約等に至った件数。

(注4) 合計数は利用停止および強制解約等(除く既口座利用停止)の合計。

「口座不正利用」に関するアンケート結果（平成 26 年度～）

（対象：正会員・準会員・特例会員 191 行、単位：件、百万円）

○ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の件数の推移について

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成 26 年度	27,859	15,544 (14,604)	28,799
平成 26 年 4 月～ 6 月	13,890	8,196 (7,725)	14,361
平成 26 年 7 月～ 9 月	13,969	7,348 (6,879)	14,438
平成 26 年 10 月～12 月			
平成 27 年 1 月～ 3 月			

(注1) 「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる『オレオレ詐欺』における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に銀行預金口座が利用されること。

(注2) 「件数」は、原則として口座単位。

(注3) 強制解約等の件数のカッコ内は、当該期間を含めすでに口座利用停止措置を講じていた口座について、その後強制解約等に至った件数。

(注4) 合計数は利用停止および強制解約等(除く既口座利用停止)の合計。

すなわち、合計数は 13,969 (利用停止件数) + 7,348 (強制解約等件数) - 6,879 (既口座利用停止件数) = 14,438。

(注5) 平成 26 年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

○ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の残存口座数および金額について

平成 26 年 9 月末現在	口座数	金 額
利用停止、または強制解約後に別段預金等に移して管理している口座数および資金総額	216,862	9,562
うち振り込め詐欺救済法の対象と考えられる資金総額	44,882	3,639
うち 1,000 円未満口座	(26,563)	(10)

(注) 平成 26 年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上